

こんなときに負傷原因届をご提出ください

負傷（ケガ）がもとで以下の給付を申請する際に、その給付の支給申請書の添付書類として負傷原因届を提出します。

- 療養費（立替払等）
 - 療養費（治療用装具）
 - 高額療養費
 - 傷病手当金
 - 埋葬料（費）・家族埋葬料
 - 移送費
- 初回の支給申請時のみ、
負傷原因届の提出が必要です。

業務上・通勤途上の疾病・負傷（ケガ）の場合

■ 労災保険からの給付が原則

健康保険では、業務上または通勤災害による疾病・負傷（ケガ）に対して保険給付は行いません。この場合は、労災保険（労働者災害補償保険）の給付の対象となります。

■ 健康保険からの給付が行われる場合

ただし、健康保険の被保険者または被扶養者の業務上のケガについて、労災保険の給付対象とならない場合は、法人の役員としての業務に起因するものを除き、健康保険の給付対象となります。さらに、法人の役員としての業務に起因するものであっても、被保険者数が5人未満の小規模事業所であって、その業務が従業員の従事する業務と同一と認められるときは、健康保険の給付対象となります。

第三者行為による疾病・負傷（ケガ）の場合

■ 「第三者行為による傷病届」を提出

業務上や通勤途上以外の交通事故、ケンカ、他人の飼い犬等にかまれたときなど、第三者の行為によって起こった疾病・負傷（ケガ）は、本来加害者が治療費を負担すべきですが、保険証を医療機関に提示して診療を受けることもできます。その際は、すみやかに「第三者行為による傷病届」を滋賀県自動車健康保険組合へご提出ください。

➤ 相手方がいる交通事故の場合	相手が不明である場合も届出が必要です 同乗者がケガをした場合は、運転者の方が加害者となり届出が必要です（同乗者が親族でも必要です）
➤ ケンカなどにより暴力をふるわれてケガをした場合	相手が不明である場合も届出が必要です。
➤ 動物にかまれてケガをした場合	野良犬、野良猫等、飼い主が不明である場合も届出が必要です

※ 「第三者行為による傷病届」が必要な理由

交通事故やケンカ等の第三者による疾病・負傷（ケガ）の治療費は、本来加害者が負担するべきものです。保険証を使って治療を受けた場合、滋賀県自動車健康保険組合が加害者に代わって医療費を立て替えたこととなりますので、その費用を加害者または損害保険会社などに請求します。

（損害賠償権の代位取得）。このため、すみやかに届書をご提出いただく必要があります。届出がない場合は、診療費要した費用の全額を被害者（滋賀県自動車健康保険組合の被保険者）からご返還いただく場合もありますので、必ずご提出ください。